

令和3年 5月号

# 改正水上安全条例が施行されます

事業者の皆様へ

令和3年5月1日より

改正点

- ① スノーケリング業の届出等
- ② 悪質業者等への措置等

県民の皆様へ

## 海には常に水難事故の危険が！

水難事故による死者は、交通事故死者の約**2倍**！  
水難事故による死者は、約**7割**が県民！

## 安全な利用のためにすべきこと

1 風向、潮流、離岸流、高波等の影響によって水難事故に遭う危険がある場所を利用しない。



2 複数で利用に努め、お互いに目を離さない。



3 過労、睡眠不足、飲酒、薬物服用の状態を利用しない。



4 ライフジャケットやウェットスーツなどの浮力体を必ず着用する



5 器具等の正しい使用方法を習得し、使用前の点検・整備をする。



準備OK!

6 海洋危険生物への知識(被害防止方法、被害時の応急処置要領)を習得する。



# 平良交番だより

宮古島警察署  
72-0110